

北海道登別市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

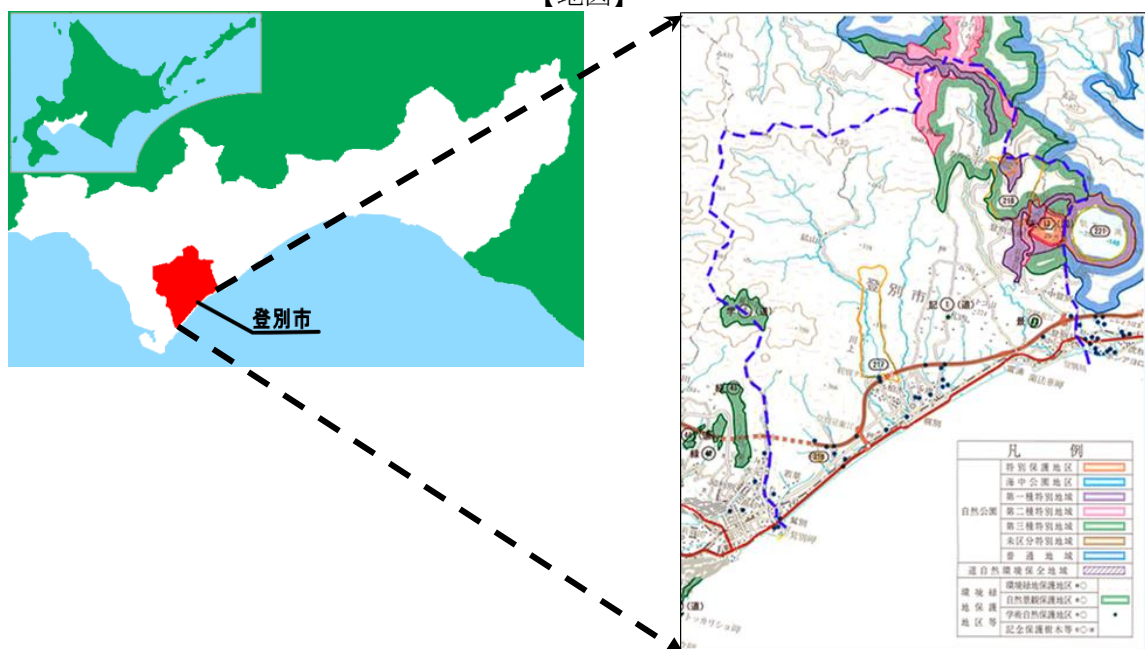
（1）促進区域

設定する区域は、平成30年1月1日現在における北海道登別市の行政区域とする。面積は2万1千ヘクタール程度である。ただし、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落を除く。

また、本促進区域は自然公園法に規定する国立公園（支笏洞爺国立公園）や環境省が指定する生物多様性の観点から重要度の高い湿地、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき北海道が指定する鳥獣保護区を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

【地図】



（2）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

登別市は、太平洋に面する北海道南西部に位置し、西側は室蘭市・伊達市、北側は壮瞥町、東側は白老町に接している。

地形は、北に高く、南に低く、大別して内陸地帯と海岸地帯に分けられる。平坦地は海岸線に沿った部分で、他は丘陵起伏をなした山岳地帯である。

気候は、温暖な海岸性気候を呈しており、降水量は多いが、冬季は道内では積雪量の少

ない地域である。

また、支笏洞爺国立公園の中核に位置し、主に地獄谷や大湯沼等に代表される倶多楽・登別火山群の活動によって、多種の泉質と豊富な湯量を誇る温泉観光地となっている。

②インフラの整備状況

登別市は、道央圏と道南圏を結ぶ交通の良好な場所に位置し、国道36号や北海道縦貫自動車道、JR室蘭本線を介して、北海道の空の玄関口・新千歳空港（車で60分、JRで90分）はもとより、札幌市（車で90分、JRで120分）や道内各中核都市に比較的短時間でアクセスすることができる。

また、北海道の物流を支える国際拠点港湾の室蘭港（車で30分）と苫小牧港（西港：車で60分、東港：車で70分、）にも近い場所に位置している。

③産業構造

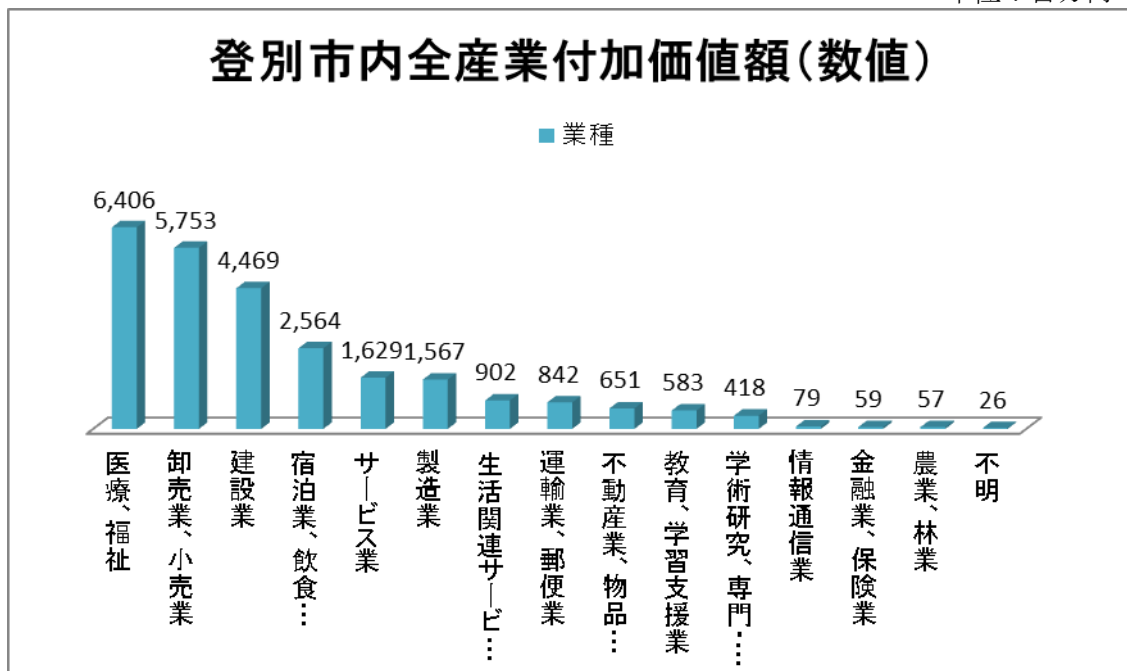
登別市は、自然湧出量1日約1万トンの豊富な湯量と多種の泉質を誇る登別温泉や国民保養温泉地として国から指定されたカルルス温泉を有し、宿泊業など観光関連産業を中心に発展を続けてきたわが国有数の観光都市であり、国内外から年間約400万人の観光客が訪れている。

なお、市内には高い専門性を生かして地域経済を支える人材を育成する日本工学院北海道専門学校があり、平成29年4月には「ビジネス学科観光ビジネスコース」が新設され、観光関連産業のプロフェッショナルとして活躍する人材の育成が行われている。

また、太平洋に面しており、森林も市の総面積の70%を超えるなど、豊かな自然に恵まれ、農業や漁業の一次産業も活発に展開されている。

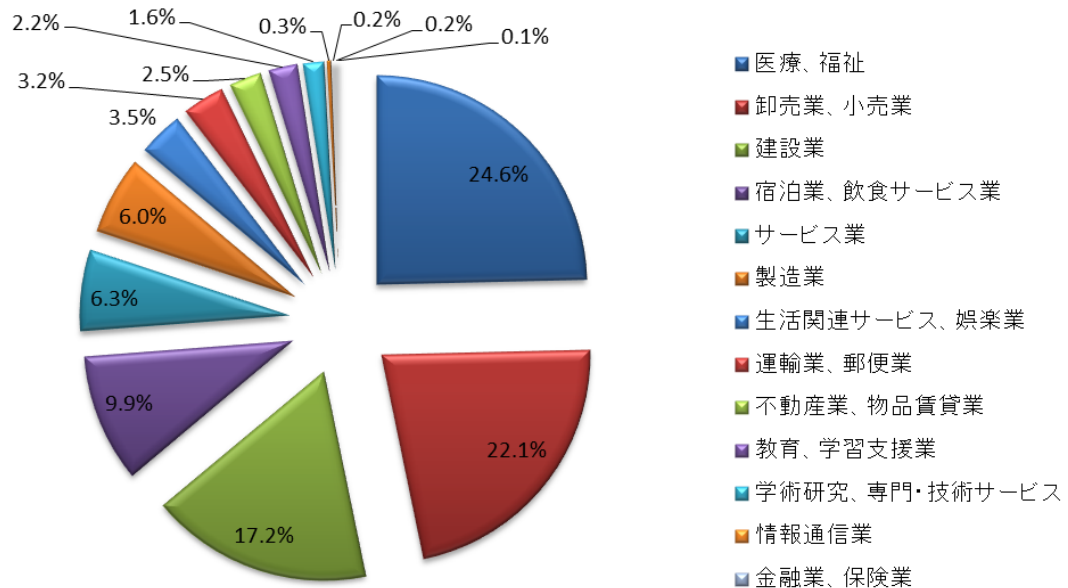
さらに、北海道有数の工業地帯である室蘭工業圏の一翼を担うまちとして、ものづくり産業の高い技術力を生かしたさまざまな製品も生産されている。

単位：百万円



出典：RESAS（数値は「2012年」のものを使用）

登別市内全産業付加価値額(割合)

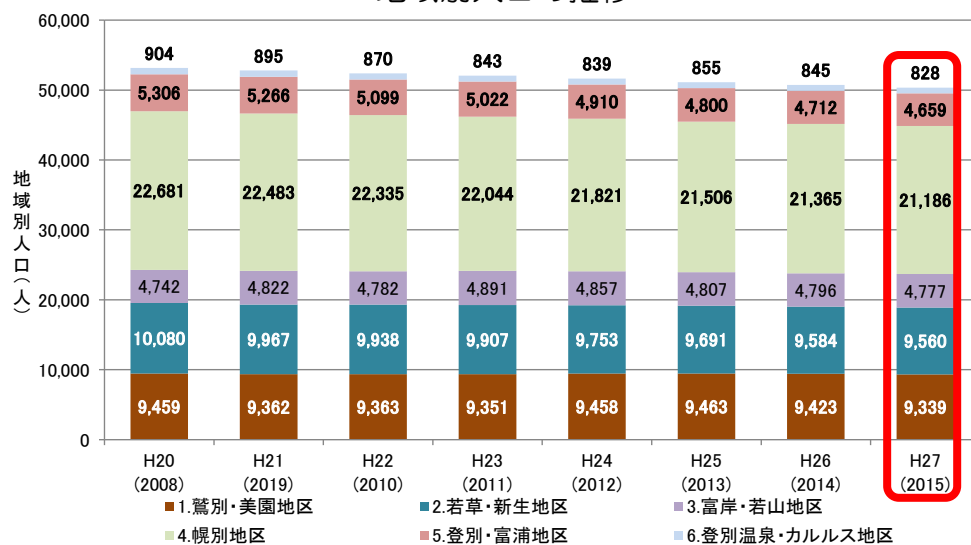


出典：RESAS（数値は「2012年」のものを使用）

④人口分布の状況

登別市の人口は48,852人（平成29年12月31日時点）であり、人口の約9割は、室蘭市に隣接し住宅が集合している鷺別・美園地区、若草・新生地区、富岸・若山地区と市の中心部であり公的機関が集中している幌別地区に集中し、それに登別・富浦地区と登別温泉・カルルス地区が続く。

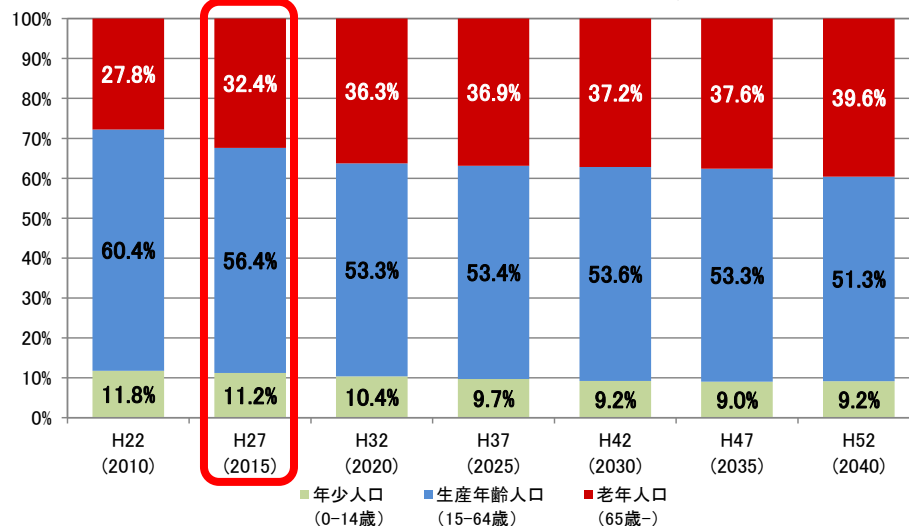
地域別人口の推移



資料：登別市住民基本台帳人口統計資料（4月30日現在）

また、登別市における人口構成に占める生産年齢人口（１５歳～６４歳）は全体の約５６％、老年人口（６５歳以上）は約３２％、年少人口（１４歳以下）は約１１％となっている。

登別市の年齢別人口構成比の推移



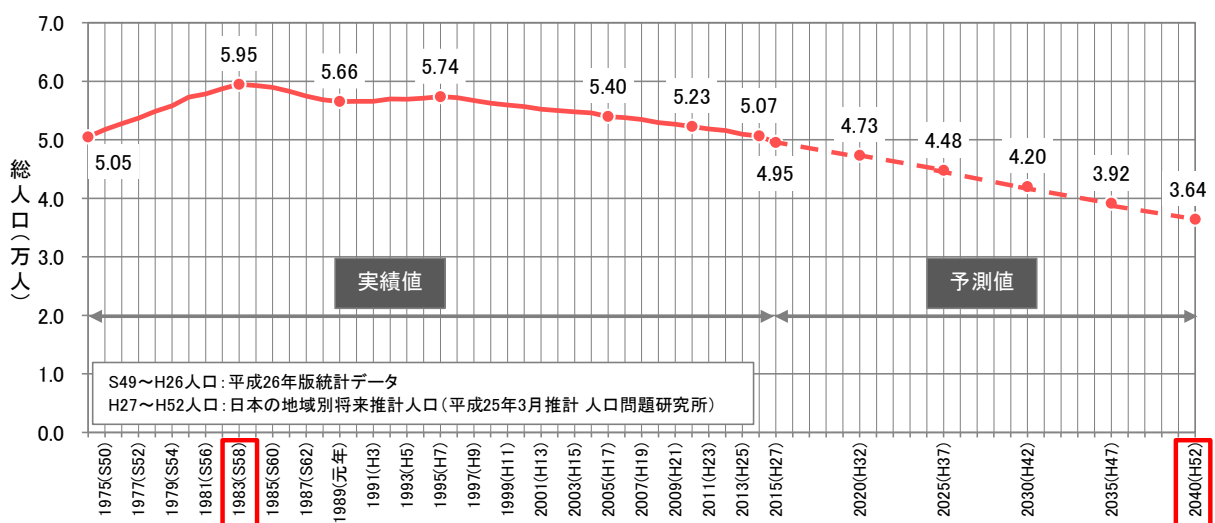
H22・H27人口：登別市住民基本台帳人口統計資料(4月30日現在)

H32～H52人口：日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計 人口問題研究所)

過去からの推移をみると、昭和５８年の５９，４８１人をピークに年々人口が減少傾向にあり、平成７年にわずかに増加したものの、以降は減少している。

そのため、登別市は、移住相談窓口の設置や移住体験プログラムなどの移住施策を展開するなど、人口減少対策に取り組んでいる。

登別市の総人口の推移と将来人口



S49～H26人口：平成26年版統計データ

H27～H52人口：日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計 人口問題研究所)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

登別市は、登別温泉やカルルス温泉に代表される観光資源「温泉」に恵まれており、国内外合わせて年間約400万人の観光客が訪れるように、市産業全体からみて、売上は約11%、付加価値額は約6%と多く、従業員に至ってはもっとも多い約19%を占める宿泊業などの観光関連産業が地域経済の中心となっている。

登別温泉地区には、創業から100年以上の歴史を誇る宿泊施設のほか、道内各地で広く事業を展開している企業による宿泊施設などが立地しており、地域経済の根幹をなすこれらの宿泊業を営む企業を基盤として、あらゆる観光事業を促進することにより、本促進区域内の企業への高い経済波及効果をもたらす状況を創出し、併せて雇用の安定を図る。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	145百万円	—

(算定根拠)

1件あたりの平均40百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を2件創出し、これらの地域経済牽引事業が本促進区域で1.82倍の波及効果を与え、本促進地域で145百万円の付加価値を創出することを目指す。

145百万円は、促進区域の全産業付加価値（約260億円）の約0.5%以上、宿泊業の付加価値（約15億円）の約10%程度であり、地域経済に対するインパクトが大きい。

また、KPIとして、「地域経済牽引事業の新規事業件数」「地域経済牽引事業の平均付加価値額」「国内外観光客宿泊延べ数」を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	2件	—
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	40百万円	—
国内外観光客宿泊延べ数	1,279,449人	1,289,248人	9,799人

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,920万円※を上回ること。

※北海道の1事業所あたり平均付加価値額【経済センサスー活動調査（平成24年）】

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下の効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で1.0%増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1.7%増加すること。

なお、(2)及び(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画では設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

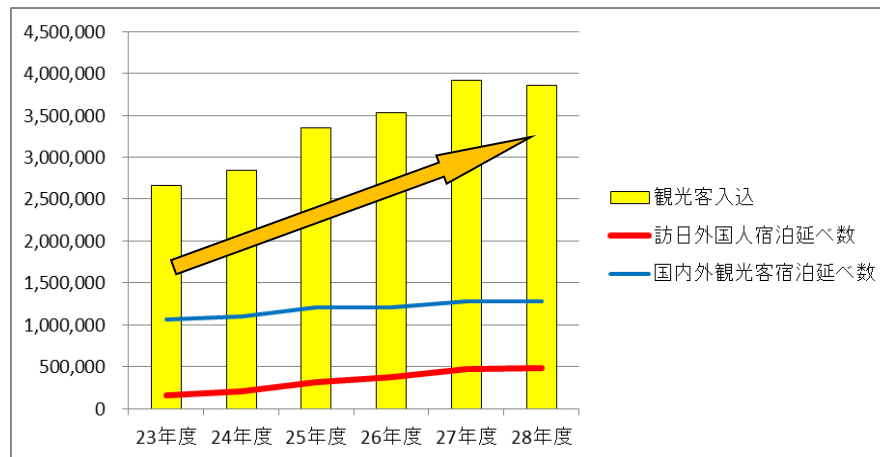
登別市の登別温泉やカルルス温泉等の観光資源を活用した観光関連分野

(2) 選定の理由

登別市の登別温泉やカルルス温泉等の観光資源を活用した観光関連分野

登別市は9種類もの多量の泉質と1日1万トンの豊富な湯量を誇り「温泉のデパート」とも呼ばれる「登別温泉」、北海道で初めて国民保養温泉地に指定された「カルルス温泉」を有し、国内外を問わず、年間約400万人もの観光客が訪れている。

登別温泉は平成30年で開湯160周年を迎え、株式会社観光経済新聞社が平成29年12月16日に発表した「第31回にっぽんの温泉百選（2017年度）」で総合順位8位（北海道内では1位）を獲得し、カルルス温泉は、NPO法人健康と温泉フォーラムによる「名湯百選」に選定されるなど、本市は全国でも有数の温泉地である。



出典：登別市観光経済部

第31回につぼんの温泉百選（2017年度）

順位	温泉	所在都道府県
1	草津	群馬
2	下呂	岐阜
3	別府八湯	大分
4	指宿	鹿児島
5	有馬	兵庫
6	道後	愛媛
7	由布院	大分
8	登別	北海道
9	黒川	熊本
10	城崎	兵庫

第31回につぼんの温泉百選【北海道（抜粋）】

順位（全国）	温泉	自治体
1（8）	登別	登別市
2（33）	十勝川	音更町
3（44）	阿寒湖	釧路市
4（49）	湯の川	函館市
5（55）	洞爺湖	洞爺湖町
6（63）	定山溪	札幌市
7（81）	知床・ウトロ	斜里町
8（83）	川湯	弟子屈町

出典：（株）観光経済新聞社

また、市内では、地獄谷や大湯沼に代表される観光資源や、「のぼりべつクマ牧場」（平成28年来場者数：159,558人）、「登別マリパークニクス」（平成28年来場者数：375,850人）、「登別伊達時代村」（平成28年来場者数：307,913人）といったテーマパーク、そして雄大で豊かな自然を生かしたアクティビティを楽しむことができる。

アクティビティでは、乗馬やゴルフ、バギー、リバートレッキングなどに加え、冬にはスノーモービル、スキーを体験することができ、四季を通してさまざまな楽しみ方があることから、温泉を拠点とした市内周遊観光の展開など、観光産業の新たな可能性を秘めている。

こうした中、市では、国内外からの観光客誘致を目指したプロモーション活動の強化にも取り組んでいる。平成29年から豪華寝台列車「トランスイート四季島」の停車駅としてJR登別駅が選ばれ、観光関連事業者だけではなく、市民を含め、まちを挙げたおもてなしの機運が醸成されているほか、急増する外国人観光客（外国人観光客の宿泊延べ人数：平成23年度実績約15万人→平成28年度実績約48万人）の

利便性の向上を図るため、一般社団法人登別国際観光コンベンション協会と連携しながら、まちの多言語表記の充実に取り組んでいる。

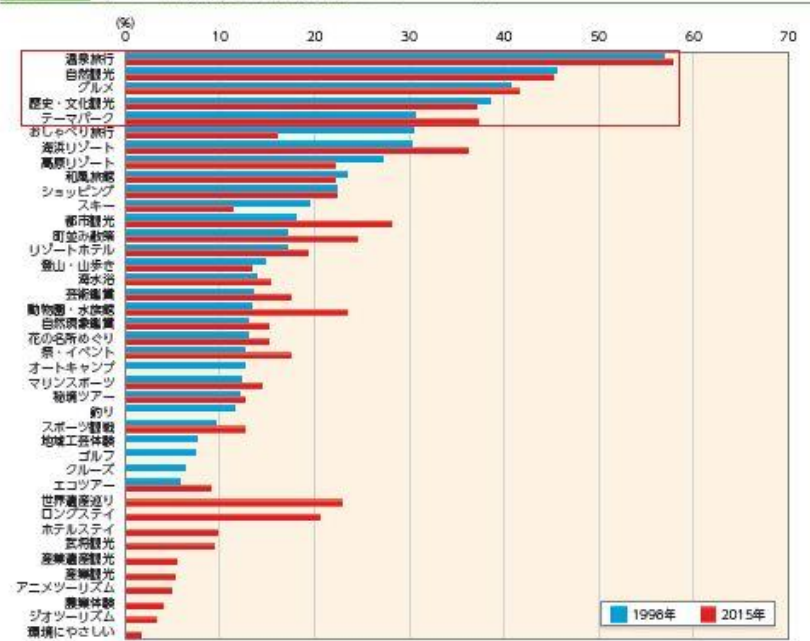
また、スキーや登山、数多くの温泉、世界遺産を含む雄大な景色、美食の宝庫でもあり、世界が認める観光ブランドとなっている北海道において、世界各地から観光客が訪れる観光ビジネスの現場で必要となるさまざまな専門スキルやホスピタリティを身に付けるため、平成29年4月には日本工学院北海道専門学校に「ビジネス学科観光ビジネスコース」が開設され、観光関連産業のプロフェッショナルとして活躍する人材の育成が行われている。

さらに、一般社団法人登別国際観光コンベンション協会が実施する観光客の市内周遊観光の促進、企業等の会議・研修旅行、国際機関・団体・学会等が行う国際会議、展示会・見本市、イベントなど、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント（MICE）の誘致にも積極的に取り組んでいる。

登別がいつそう魅力的な観光地となるべく、これらの取組に加えて「食」に関する振興も進めている。

観光庁が発行する観光白書によると、「食」に対する関心は国内外を問わず非常に高いことから、地元産品を十分に活用できれば地域において高い経済波及効果も期待できる。

図表II-12 希望する国内旅行の種類の比較（1998年・2015年）



資料：公益財団法人日本交通公社「旅行者動向」・「旅行年報」
注：希望する旅行の種類について全て選択

出典：観光白書（観光庁刊行）

おてはまるイメージがない
観光地でも遊ばしていない
バスやタクシーがなくて窮屈
駅や道路からのアクセスが便利
車で行くのがいい
落し場として遊べる場所がある
地元の人と交流できる
地元の人と親密である
神秘的である
歴史がある
町並みが美しい
可及的である
清潔感が感じている
国際的である
高級感がある
住みやすさである
周りに親しみやすい場所がある
お土産が魅力的
魅力的な場所がある
ここにはまだないことがある
楽しめるところがたくさんある
テーマパーク等の娯楽施設がある
食事を楽しむ
温泉を楽しむ
祭り・イベントを楽しむ
スポーツを楽しむ
ショッピングを楽しむ
芸術・鑑賞を楽しむ
歴史・文化を楽しむ
自然・山・公園を楽しむ

男性20～40代 男性50～60代 女性20～40代 女性50～60代

資料：観光庁「平成28年度観光地に関するアンケート調査」

出典：観光白書（観光庁刊行）

同推奨品は、登別の前浜でとれた新鮮なスケトウダラから成熟した生たらこを取り出し、一つ一つ丁寧に職人の手により仕上げられた「らんぼっけのたらこ」、市内のチーズ製造で生まれる乳清を飲んで育った風味豊かなのぼりべつ豚と天干塩の豊かな味わいが感じられる「胆振ホエー豚のソーセージ天干塩」、地元酪農家が生産した生乳だけを詰め、低温殺菌で搾りたてに近いさわやかな味わいが特徴の「のぼりべつ牛乳」など、計29商品が認定されている（平成28年度末現在）。

また、同推奨品は「ふるさと納税」の返礼品としても提供され、登別市の魅力を全国に伝える地元資源として効果的なPRにもつながっている。

こうした中、本市では、同推奨品やその他各種地場産品の販路拡大を図る事業者に対し、補助金の交付による支援を行っているほか、公益財団法人室蘭テクノセンターと連携し、さらなる商品開発などの支援を展開している。

以上を踏まえ、地域住民、市、観光関連団体、商工会議所などが一丸となって、まちを挙げて温泉だけではなく魅力的な観光地づくりを目標に、観光入込客数の底上げ

や消費単価の向上等を図るとともに、増加を続ける国内外からの多くの観光客に対して地元が誇る食材等を使った商品の提供の拡大によって登別のファンを増やし、さらに付加価値の高い商品の供給といった市内経済の好循環を目指し、地域事業者の稼ぐ力の向上や地域全体の付加価値の増加につなげていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような登別市の様々な地域特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行う必要がある。

事業者のニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用しながら施策を展開し、事業者の負担軽減を図り、事業に対する費用対効果を上げ、さらなる地域の強みに押し上げる。

(2) 制度の整備に関する事項

○不動産取得税等の減免措置

登別市においては、活発な設備投資等が行われるように制定している固定資産税等の課税免除措置に関する条例について、一部改正を予定している。

また、北海道においては、活発な設備投資が実施されるよう、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を一部改正し、地域経済牽引事業に係る施設を設置した場合についても対象とした。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

観光関連事業者に情報提供するため、観光客入込数及び国別外国人観光客入込数について公開する。

また、地域経済牽引事業において有用なデータ等は、インターネット公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課内、登別市観光経済部商工労政グループ内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

また、当該環境整備の提案を受けた場合の対応については、庁内外関係部局と連携して対応していく。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

○人材育成支援

本市内外の関連機関と連携し、セミナーの実施や研修機関への派遣に対する補助等を通して、継続的な事業の生産性向上や事業者の経営力強化を図る。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	平成29年度	平成30年度 ～令和4年度	令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】			
○不動産取得税等の減免措置	○北海道 12月制定済み ○登別市 平成30年2月から3月にかけて条例改正案の提出及び審議を経て、4月に条例を施行する。	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
○市が有する観光客入込数の公開等	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
○相談対応	基本計画の同意に合わせた相談窓口の設置	運用	運用
【その他】			
○人材育成支援	関係機関と協議等	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、北海道が設置する機関のほか、本地域を含む周辺自治体及び民間団体等が出資して設立した公益財団法人室蘭テクノセンターやさまざまな専門的な技術をもつ優秀な人材を輩出する日本工学院北海道専門学校など、各支援機関がそれぞれの持ち味を生かして支援効果を最大限発揮できるように事業を実施し、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人室蘭テクノセンター

当財団は、地域産業の振興発展を目的として、周辺の関係機関と連携して製品開発支援などの中小企業支援事業を積極的に実施している。

本計画においては、下記の事業の実施により地域経済牽引事業を支援する。

ア 商品化推進支援事業

①マーケティング調査、消費者ニーズ調査などの需要調査等、②新製品のデザイン開発や既成デザイン改善などの実用化事業等、③食品に関する開発であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを補助対象とする。

- (1) 新商品・製品の開発
- (2) 既存商品・製品の大幅な改善
- (3) マーケティング調査・デザイン開発を行う調査研究

イ 市場開拓支援事業

①製品・技術に関わる展示会等の出展、②製品・技術に関わるホームページ掲載画像企画作製又は紹介パンフレット作成等、③製品・技術に関わる公的商談会又は同等の商談会などへの派遣等などを補助対象とする。

ウ 検査測定支援事業

新商品・新製品又は商品・製品の大幅な改善に係る性能検査のために実施する、公設試験研究機関の検査・測定機器の使用又は試験依頼を補助対象とする。

②日本工学院北海道専門学校

登別市に立地する当該専門学校は、社会で活躍する多様な人材の育成を目的とする総合専門学校で、専修学校として位置付けられる。

昭和57年の開校以来、科学技術と工業力を支える教育を目指し、工学・テクノロジーに対する深い理解と応用力を身に付けた人材を育成しており、電気、建築、情報処理など、わが国の産業の基盤を支える人材を毎年200人以上輩出し、現在では11学科19専門分野が設けられている。

平成29年4月には、ビジネス学科に新たに観光ビジネスコースが開設され、観光のプロフェッショナルとして活躍する人材の育成を通して、市内における温泉宿泊施設と連携を図り、もって地域経済牽引事業の支援を行う。

③一般社団法人登別国際観光コンベンション協会

当該協会は、本地域の観光振興を進めるため、誘客の促進やイベントの開催など、さまざまな企画を実施する団体で、J N T O (独立行政法人国際観光振興機構)から「カテゴリ2 (少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐。広域の案内の提供)」の認定を受けており、本地域全域にわたる観光に関する情報やイベント情報等をワンストップ対応することで地域経済牽引事業の支援を行う。

④登別商工会議所

当該商工会議所は、本地域内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする、商工会議所法に基づく特別認可法人である。現在、600を超える会員を有し、地域の商工業者の世論を代表する唯一の地域総合経済団体である。

当該商工会議所内には、中小企業相談所が設置され、経営指導員が経営を中心に金融・労働・税務・取引等の経営相談に応じ、専門家と連携して解決に当たっている。他にも専門家を招聘しての講習会などの実施、販路開拓への支援を通して地域企業の経営の安定や強化を図り、地域経済牽引事業の支援を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

事業者が地域経済牽引事業を行う場合は、環境関係法令を遵守するとともに、環境の保全及び環境負荷の低減に十分な配慮を行い、地域社会との調和を図っていくもの

とする。特に支笏洞爺国立公園やキウシト湿原、北海道が指定する鳥獣保護区といった環境保全上重要な地域において当該事業を行う場合には、公園計画等との整合を図ることなどを通じて、自然環境の保全に十分な配慮を行う。

また、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動が住民の理解を得られるよう、必要に応じて企業と行政が連携して住民説明会などを実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

さらに、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用などの温暖化対策について必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境などに対する規範意識の向上を目指す。

なお、支笏洞爺国立公園やキウシト湿原、北海道が指定する鳥獣保護区など環境保全上重要な地域において地域経済牽引事業計画を承認する際には、事前に環境省北海道地方環境事務所洞爺湖自然保護官事務所（または北海道自然環境保全部局）との調整を図り、専門家の指導及び助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮する。

（２）安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素であり、犯罪や事故なく安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人一人の防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、交通事故を防止するため、歩道やガードレールの設置により、歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備に努めるとともに、事業所付近、特に頻繁に車両が出入りする箇所や交差点等に、ミラーの設置、警備員の配置などを求めていく。

（３）その他

○PDCAサイクル確立方針

PDCAサイクルの確立に当たっては、基本計画の実効性を担保するため、毎年度３月において基本計画の進捗状況を取りまとめることとする。具体的には、承認地域経済牽引事業計画の実施状況、地域経済牽引事業への支援措置など、基本計画の進捗状況に関する取りまとめを行うとともに、国の求めに応じて報告するものとする。

９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。